

令和3年7月定例会

- 1 期 日** 令和3年7月28日（水）
開会 午後2時05分
閉会 午後3時00分
- 2 会 場** 鎌ヶ谷市役所本庁舎6階、第4委員会室
- 3 出席者** 住石 英 治 教育長職務代理者
奥村 さかえ 委員
石川 宏 貴 委員
久野 義 春 委員
- 4 出席職員** 狩谷 昭 夫 生涯学習部長
小松崎 佳之 生涯学習部次長（事）文化・スポーツ課長
飯塚 博 文 生涯学習部副参事
柳 昌 孝 生涯学習部副参事（事）学校教育課長
新泉 貴 久 学校教育課指導室長
関 正 人 教育総務課長
岩見 健 治 教育総務課主幹
岩松 昌 弘 生涯学習推進課長
松本 茂 隆 生涯学習推進課主幹

5 議案事項

- 議案第 1 号 令和 4 年度使用小・中学校教科用図書及び文部科学省著作教科書・学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書・拡大教科書の採択について
- 議案第 2 号 令和 3 年度教育費 9 月補正予算について
- 議案第 3 号 鎌ヶ谷市生涯学習審議会委員の委嘱について
- 議案第 4 号 教育委員会の点検・評価について
- 議案第 5 号 鎌ヶ谷市学習センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

6 報告事項

- 報告第 1 号 令和 3 年度小中学校の工事予定について
- 報告第 2 号 令和 3 年 8 月の行事予定について
- 報告第 3 号 学校の近況報告について（指導）
- 報告第 4 号 学校の近況報告について（管理）

7 その他報告

- (1) 令和 3 年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会の議決結果について
- (2) 少人数学級によるきめ細かな指導体制の指導体制の計画的な整備について

8 傍聴者

1 名

教育長
職務代理者
(以下、職・代) ただ今から、鎌ヶ谷市教育委員会 7 月定例会を開会いたします。
次期教育長が任命される日まで、当分の間、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条の規定により、教育長職務代理者である私が、代理をいたします。

職・代 本日の出席者は 4 名であります。
定足数に達しておりますので、7 月定例会を開会いたします。
本日は、定例で出席している者のほかに、事務局の補助説明員として、学校教育課指導室長、生涯学習推進課主幹の出席を、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第 14 条の規定により認めることとします。

本日の定例会会議録署名委員については、石川委員を指名します。

職・代 会議で発言する場合は挙手をし、私が指名してから発言をお願いします。また、会議を円滑に進行するため、発言は一問一答でお願いします。

本日の教育委員会会議の傍聴人は 1 名です。
傍聴人を入室させてください。

—傍聴人入室—

職・代 傍聴人にお礼があります。
係員から配付されました「傍聴に関する注意事項」を順守のうえ、傍聴されますようお願いいたします。

本日の審議案件について、事務局の説明をお願いします。

教育総務課長 本日の審議案件は、「議案事項 5 件」「報告事項 4 件」です。よろしく、ご審議のほど、お願いいたします。

職・代 審議に入ります前に、議案第 1 号「令和 4 年度 使用小・中学校教科用図書及び文部科学省著作教科書・学校教育法附則第 9 条の規定による教科用図書・拡大教科書の採択について」は、採択に当たり静謐な

環境を確保するため、また、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第12条及び第13条の規定による柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市の3市で構成する東葛飾東部採択地区協議会において、非公開の申合せとなっております。

議案第2号「令和3年度教育費9月補正予算について」は、市長に対する意見の申出を必要とする事項、議案第3号「鎌ヶ谷市生涯学習審議会委員の委嘱について」は、人事案件です。

報告第3号「学校の近況報告について（指導）」及び報告第4号「学校の近況報告について（管理）」は、個人に関する情報を含む事項であります。

よって、これらの案件につきまして、鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第13条の規定により「非公開」とすることについてお諮りします。議案第1号、議案第2号及び議案第3号、報告第3号及び報告第4号を「非公開」とすることにご異議はございませんでしょうか。

各 委 員

異議なし

職・代

ご異議がございませんので、議案第1号、議案第2号及び議案第3号、報告第3号及び報告第4号を「非公開」といたします。

傍聴人の方は、退席をお願いします。

—傍聴人退室—

《ここから非公開》

議案第1号「令和4年度 使用小・中学校教科用図書及び文部科学省著作教科書・学校教育法附則第9条の規定による教科用図書・拡大教科書の採択について」、議案第2号「令和3年度教育費9月補正予算について」及び議案第3号「鎌ヶ谷市生涯学習審議会委員の委嘱について」は異議なく、原案のとおり可決されました。

《ここまで非公開》

職・代

ここで、非公開案件が終了となりましたので、傍聴人の臨席を許可します。

——傍聴人入室——

教育総務課長

議案第4号「教育委員会の点検・評価」について

提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づき、令和2年度に行いました教育委員会の事務に関して「点検・評価」を行い、その結果に関する報告書を作成しようとするものであります。

まず、7月7日に行いました、検討会でご審議いただきました内容に基づいて、修正をいたしましたので、主なものをご説明いたします。ご意見に基づく修正は、青色の文字で示しております。

13ページをご覧ください。図書資料の充実の項目評価についてです。教育委員の皆様からも、「貸出冊数は減ってしまっているが、ほかにも事業を行っており、もっと良い評価でもよいのではないか」「学校の配送業務などカウントできるものは出来る限りカウントすることで、評価を上げてよいのではないか」というご意見をいただきました。

図書館に確認しましたところ、令和2年度に、郵送・宅配サービスや図書学校配送業務など、市民ニーズに沿った事業を展開しており、項目評価を「c」から「b」へと修正いたしました。

24ページになります。「目的評価」ですが、前回ご覧いただきました際は、「B」評価でしたが、8ページの一覧表と併せて、「C」評価に修正させていただきました。

次に、43ページです。ご質問がございました「学校図書館司書」につきまして、「一人当たりの貸出冊数が分からない。そういった情報が分かる表も必要ではないか」というご意見がございました。

担当課へ確認しましたところ、「3 実施結果・成果」の中で「児童生徒一人当たりの貸出冊数」の表組みを挿入いたしました。

続きまして、同じページになります。「大型提示装置と書画カメラの

写真をどこかに掲載してもらえないか」というご要望をいただきましたので、中段右側に、「大型提示装置と書画カメラ」の写真を掲載させていただきました。

次に、56ページです。「DMFT指数」について、「フッ化物洗口をしていない他市と比較してどうなのか」というご指摘をいただきました。検討しましたところ、2【取組】の「DMFT指数」表中右に東葛6市の「DMFT指数」の平均を挿入させていただきます。これにより、本市の全小学校において、フッ化物洗口を開始しているDMFT指数と東葛6市のDMFT指数の平均とを比較出来るようになりました。

最後に62ページです。3【実施結果・成果】の中の残食率の表組みの数値が変わります。小学校残食率が11.4%から17.1%へ、中学校残食率が17.5%から21.0%へ。合計13.7%から18.6%へと、それぞれ変わります。評価は「b」評価のまま変更ございません。

このほか、全体的な構成につきましては、文言の変更など、軽微な変更を行っておりますが、大きな変更はしておりません。

次に、今後の予定につきましては、9月中旬までに、学識経験者からご意見をいただきます。学識経験者の声を、今年度中に取り入れるため、9月中旬から下旬にかけて、見直しをさせていただきます。10月の教育委員会定例会で報告したうえで、令和3年度鎌ヶ谷市議会定例会令和3年12月会議に報告する予定です。

職・代

これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見、ございますでしょうか。

奥村委員

62ページの学校給食の残食率について伺います。
今のご説明だと、少しずつ上がっているということでした。前回の説明で、「ご飯の残食率の算定の方法が違っていたので、もしかしたら変わるかもしれない」というお話でしたけれど、結局、それで変更になったということでしょうか。

教育総務課長

それを踏まえて、残食率が変更となりました。

職・代

ほかになにかございますか。よろしいですか。
それでは、お諮りいたします。

議案第4号について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

各委員

異議なし

職・代

議案第4号「教育委員会の点検・評価について」、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

職・代

次に、議案第5号「鎌ヶ谷市学習センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、事務局の説明をお願いします。

生涯学習推進
課長

議案第5号「鎌ヶ谷市学習センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」

提案理由につきましては、鎌ヶ谷市学習センターにおける個人利用の実施に伴い、所要の改正を行うものでございます。

現在、公民館等の学習センターを利用できる者は、5名以上で構成された団体としておりますが、市民の求める学習環境や学習機会が多様化してきていることから、学習活動の推進を図り、市民の要求に応えるためにも、利用対象者を拡大し、個人の利用も認めることとするものでございます。

添付資料の施設予約スケジュールをご覧ください。団体利用及び個人利用の予約開始日につきましては、団体利用は施設を利用する日の2か月前からですが、個人利用は施設利用日の10日前からを予定しております。団体の利用を優先する中で、施設が空いている時間帯を個人に開放することで、施設の稼働率の向上にもつながるものと考えております。

具体的な改正内容ですが、現在、団体が施設を利用する際には、申請書を利用日の7日前までに提出しなければならないとなっております。しかし、空いている施設の有効活用を図るため、団体、個人共に、前日まで受け付けできるよう、「ただし、教育委員会が特に必要と認めるものについてはこの限りではない」を加えるものです。

なお、市内のコミュニティセンターについても、公民館等と同時期に、個人利用を開始するよう事務を進めております。利用開始日は、市民へ

の周知期間も考慮し、9月1日を予定しております。

職・代

これより質疑に入ります。
ご質問、ご意見、ございますでしょうか。

各 委 員

特になし

職・代

それでは、お諮りいたします。
議案第5号について、原案のとおり決することに、ご異議ございませんでしょうか。

各 委 員

異議なし

職・代

議案第5号「鎌ヶ谷市学習センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

以上で、議決事項を終了します。
それでは、報告第1号から第4号について、報告を求めます。

報告第1号「令和3年度小中学校の工事予定について」、事務局の説明をお願いします。

【報告事項】

教育総務課
主幹

報告第1号「令和3年度小中学校の工事予定について」

令和3年度に予定している工事は、体育館改修工事が1件、防火戸・防火シャッター改修工事が2件、受変電設備改修工事が2件、トイレ改修工事が10件、放課後児童クラブ改修工事が1件の合計16件となります。

体育館改修工事、「No.1 鎌ヶ谷小学校体育館改修工事」ですが、屋根・外壁に加え、内装の改修やサッシの撤去・新設を行います。

防火戸・防火シャッター改修工事、「No.2、3」。発注は2件になりますが、対象となる学校は南部小学校、初富小学校、五本松小学校、第四中学校、第五中学校の小学校3校と中学校2校の合計5校となります。

工事内容は、防火戸・防火シャッターの撤去・新設になります。

受変電設備改修工事、「No.4、7」。道野辺小学校は、すでに工事に着手しており、9月末までの工期となっております。北部小学校は、現在、設計の段階に入っており、10月に入札を実施し、今年度末に工事を完了する予定です。

トイレ改修工事、「No.5、8～16」。南部小学校、鎌ヶ谷中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校の小学校1校と中学校4校の合計5校です。中学校は、工事の規模が大きいため、建築工事と設備工事などに分類して発注を行っております。これらの工事により、全小学校と鎌ヶ谷中学校、第二中学校はトイレ改修工事のすべてを完了する予定でございます。第三中学校、第四中学校の残りのトイレと第五中学校は、次年度以降に工事を実施していく予定です。

放課後児童クラブ改修工事、「No.6」。北部小学校の特別支援学級である「かがやき」は、これまで二つの校舎に分かれて配置されておりましたが、放課後児童クラブと「かがやき」を入れ替えることにより、3教室の「かがやき」を職員室のある1階に集約するものであります。

教育総務課
主幹

報告第2号「令和3年8月の行事予定について」

(資料に基づき、口頭で説明を行った)

職・代

これより非公開案件となりますので、傍聴人の方は、退席をお願いします。

——傍聴人退室——

《ここから非公開》

報告第3号「学校の近況報告について(指導)」及び報告第4号「学校の近況報告について(管理)」について、報告がありました。

《ここまで非公開》

職・代

以上で、報告事項を終了します。

職・代

ここで、非公開案件が終了となりましたので、傍聴人の臨席を許可します。

——傍聴人入室——

職・代

本日の定例会における議決事項、報告事項については、すべて終了いたしました。

鎌ヶ谷市教育委員会 7月定例会を終了いたします。

鎌ヶ谷市教育委員会会議規則第32条の規定に基づき署名する。

令和3年9月28日

教育長職務代理者 住石 英治

教育委員 石川 宏貴

作成者 岩見 健治